

婚姻届記入例

消せるボールペンは使用しないでください。

婚姻届

【届出日】
届出の日付を記入します。

令和6年4月1日届出
新潟県上越市長 殿

受理 第	令和 年	月	日			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

【生年月日】
和暦(昭和、平成)で記入します。
西暦でもかまいません。

(よみかた)	夫になる人	妻になる人
(1) 氏名	この 氏 甲野 太郎	おつやま 氏 乙山 花子
生年月日	大昭和 6年5月5日	大昭和 8年3月3日
(2) 住所	新潟県上越市本町三丁目 2番26号 ハイツ上越101号	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405番1号
(3) 本籍	新潟県上越市木田一丁目 1番	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405番1号
父母及び養父母の氏名	父 甲野 春太 母 高田 夏子 養父 甲野 氏子 養母	父 乙山 秋平 母 乙山 冬美 養父 養母

【住所】
婚姻届出をする時の
住民票の住所を記入します。
婚姻届出と同時に住所変更
(住民異動届)をする場合は、
新しい住所を記入します。

【父母の氏名・続き柄】
父母が死亡、離婚していても
記入します。
養子になっている場合は、
養父母も記入します。

【婚姻後の氏、新しい本籍】
右の1、2をご確認ください。

【同居を始めたとき】
同居や結婚式をしていない方は
空欄です。

夫妻それぞれの、同居前の世帯で
一番収入が多かった方の仕事に
✓をします。

【署名】
夫と妻が自分で書いてください。
押印は任意です。(なくてもかまいません。)

(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左の○の氏の人(すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)) 新潟県上越市本町三丁目2番
(5) 同居を始めたとき	昭和 4年5月	(結婚式をあげたとき、または同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)
(6) 初婚・再婚の別	夫 <input type="checkbox"/> 初婚 <input checked="" type="checkbox"/> 再婚 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	昭和 1年10月1日
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯
(8) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 甲野 太郎 印	妻 乙山 花子 印
住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
連絡先	090-xxxx-0000 夫 携帯	

【連絡先】
日中連絡の取れる電話番号を必ず
記入してください。

お持ちいただくもの

窓口に来られる方の運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど
(顔写真のついた官公署発行の証明書など)

署名 (※押印は任意)	甲野 春太 印	乙山 冬美 印
生年月日	大昭和 44年4月29日	大昭和 48年7月20日
住所	新潟県上越市木田一丁目 1番3号	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405番1号
本籍	新潟県上越市木田一丁目 1番	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405番1号

【証人】
18歳以上の証人が2人
必要です。
父母、兄弟、親戚、友人
など、どなたでも証人に
なることができます。

【署名】
証人が、自分で書いて
ください。
押印は任意です。

婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

1 婚姻後の夫婦の氏

夫の氏 → 夫が新しい戸籍の筆頭者
 妻の氏

夫の氏 → 妻が新しい戸籍の筆頭者
 妻の氏

をいれた氏が、お二人の婚姻後の氏となります。

2 新しい本籍

の方が戸籍の筆頭者でない場合は、土地の地番や街区符号の表示(住所の「○番○号」の「○番」まで)を記入してください。

お届け時のご注意

3 休日・夜間の提出

木田庁舎、浦川原区総合事務所、柿崎区総合事務所、板倉区総合事務所では、休日や夜間にも
お届けをお預かりしています。
書き漏れや書き間違いなどが無いよう、平日の日中に事前審査をおすすめしています。
また、日中連絡の取れる連絡先を必ず記入してください。

4 住所変更

婚姻届出をされても、住所は変わりません。「住民異動届(住所変更)」の手続きが必要です。
平日の日中であれば、婚姻届出と同時に手続きいただけます。

必要なもの ①住民異動届(窓口、市HPにあります) ②転出証明書(他市町村から転入する場合)

5 下記の場合はお問合せください

外国人と婚姻したい場合や、婚姻届の他に戸籍の届出をする(養子縁組など)場合